

児童扶養手当の一部改正

児童扶養手当法の一部改正に伴い、児童扶養手当が年3回払いから年6回払いになります。

このため8月支払まで4ヶ月分(4～7月)、11月支払は3ヶ月分(8～10月)、1月支払から2ヶ月分(11～12月)となります。
 ※現行制度では、8月の現況届時に提出される前年所得に応じて、12月支払分から手当額の変更を行っています。制度改正後は、翌年1月支払分から手当額の変更を行います。

(現行)

支払月	旧
4月	12～3月分
8月	4～7月分
12月	8～11月分

(改正後)

支払月	新
3月	1～2月分
5月	3～4月分
7月	5～6月分
9月	7～8月分
11月	9～10月分
1月	11～12月分



児童扶養手当受給者の現況届について

8月は、『児童扶養手当現況届』の提出月です。詳細は、受給者宛に通知します。

期間内に手続きをされないと手当の支払いが差し止められる場合がありますのでご注意ください。

◇提出期間 8月1日(木)～30日(金)

～初日(8月1日)は、ハローワークの就職相談窓口を町役場に設けます。～

◇相談時間 午後1時30分～午後3時30分

◇場所 町役場2階会議室

※事前にお問い合わせください。

ご存じですか？児童扶養手当

◇児童扶養手当の対象者

父母が婚姻を解消した児童や父または母が死亡した児童など(18歳の年度末までの間にある人、または20歳未満で一定の障害の状態にある人)を養育している母または父のひとり親家庭の人など
 ※所得制限および公的年金受給者は併給制限があります。

未婚の児童扶養手当受給者に 給付金が支給されます

令和元年10月から消費税が引き上げとなる状況の中、児童手当受給者のうち、未婚のひとり親の人に対して、給付金を支給します。

◇支給対象者

次のすべての要件を満たす人が対象です。

①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母

②基準日(令和元年10月31日)

において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない人

※過去に法律婚をしたことがある方は対象外です。

③基準日(令和元年10月31日)

において、事実婚をしていない人、または事実婚の相手方の生死が明らかでない人

◇支給額 1万7500円

◇申請期間

8月1日(木)

～11月29日(金)

◇支給時期 令和2年1月

◇申請先 町民福祉課児童係

◇提出物

- ・申請書
- ・戸籍謄本(抄本)
- ・本人確認書類

(いずれかを選択)

- ・マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券などの写し
- ・指定口座が確認できる書類通帳、またはキャッシュカードの写し

※児童扶養手当の受取口座を指定する場合は、不要です。